

# 企業の社会的責任はどう問われてきたか

——ドイツの事例から

田中 洋子\*



ただいまご紹介にあずかりました、筑波大学名誉教授の田中洋子と申します。

私からは、長くドイツの研究をしてきました関係で、企業の社会的責任というものがどのようにドイツにおいて捉えられ、展開してきたのかということを、一つの事例としてご紹介できたらと思います。

ILO は今回の社会契約も含めて、世界での社会的不平等の減少、社会的公正、社会正義の実現に長年尽力されてきました。そうしたなかで、ますます企業の社会的責任というものが問われるようになり、より大きな社会的な役割を企業が担うべきであるという議論が生まれています。

この報告では、このテーマについて二つの点を取り上げたいと思います。一つは、企業の社会的責任がどのような歴史的背景のなかで問われるようになったのか、という点です。これを、1990年代から2010年代までの国際世論の動向に注目しながら考えていきます。もう一つは2020年代、今のドイツ大企業が、どのような形でこの課題に現在進行形で取り組んでいるか、という点を具体的な事例から見てみたいと思います。

## 企業の社会的責任が問われるようになった経緯

### (1) グローバリゼーションのなかで明らかになった国際的搾取

そもそも企業の社会的責任が問われるようになったきっかけは何だったのでしょうか。そこには1990年代から大きく展開した経済のグローバル化、グローバリゼーションという背景があると思います。1980年代に始まり、特に1990年代に共産主義体制の崩壊が進んだことを受け、世界的に新自由主義、自由貿易主義というものが大きく拡大していきました。これによって経済のグローバル化の恩恵が世界中に広がることになりました。

---

\*田中洋子（たなか・ようこ） 筑波大学名誉教授。東京大学経済学部卒、東京大学大学院経済学研究科修了、博士（経済学）。筑波大学社会科学系講師、同大学人文社会系准教授、教授、ベルリン・フンボルト大学国際労働史研究所フェロー、ハーバード・イェンチン研究所招聘研究員をへて、現在ベルリン自由大学フリードリヒ・マイネッケ研究所および法政大学大原社会問題研究所客員研究員。専攻は社会経済史、ドイツ企業史・労働史と日独労働・社会政策。主著は『ドイツ企業社会の形成と変容』（ミネルヴァ書房、2001）、編著として『エッセンシャルワーカー』（旬報社、2023）。

しかし、その自由化と規制撤廃のなかで、同時に、国際的な搾取や人権侵害というものも拡大しました。たとえば、ただ同然に人を安く使う、人権や命を軽視・無視した形で働かせて当たり前、住民の飲み水が汚染されても知らん顔、そうした状況が、規制が特に存在しないなかで世界的に広がりました。やがて、こうした問題が起きていることに一部の人々が気づき、1980年代から90年代にかけて、さまざまな形で世界各地の労働の悲惨な実情が告発されるようになりました<sup>(1)</sup>。

たとえばアフリカのカカオ農園では、子どもたちが小屋に閉じ込められて、朝から晩までチョコレート原料であるカカオをつくるために働かされる。ナイキという有名なスポーツ用品ブランドのサッカーボールが、悲惨な労働条件におかれたインドの児童労働を通じて作られている。東南アジアや南アジアの多くの国々で、私たちが着ている有名ブランドの服が、縫製工場の扉に鍵をかけられてトイレにも行けない女性労働者たちによって、きわめて低賃金かつ長時間労働のもとで生産されている。アフリカの鉱山労働者はほとんど奴隷同然の状態で働き、病気になってもケガをしても死んでも一顧だにされない。こうした事例が次々と明らかになってきました。

先進国の消費者がいつも利用している商品が、実は途上国における悲惨な労働実態のもとで生産されているということが、1980年代から90年代、2000年代にかけて、いろいろな形で告発、暴露、批判されるようになった結果、グローバル化がもたらした弊害が世界的に知られ、問題視されるようになっていったわけです。当時の日本ではほとんど話題にならず、学生からも関心をもたれませんでした。世界的には非常に大きな問題として認識されていきました。そしてこうした問題状況に対してどうしていくべきか、という対応の動きが、国際的に展開するようになったのです。

## （2）1990～2000年代の「下から」の抗議運動

問題への対応は、一方では国連やILOからの改革、ある意味「上から」の改革・規制の試みとして進みました。そして同時に他方で、こうした問題を摘発した国際NPOやそれに連動した市民運動、つまり「下から」の抗議活動が、1990年代から2000年代に並行して展開しました。

特に世界的なベストセラーになったナオミ・クラインの『No Logo』という本（1999年出版、邦訳は2001年刊行）の国際的な衝撃は非常に大きいものでありました<sup>(2)</sup>。この本は、国際的な有名ブランドが、いかに人々にひどい働かせ方を現場で強いながら「ブランド製品」をつくっているかということを描きだしました。さらに、それに抗議する市民運動がどのように展開したことで、ナイキ、シュール、マクドナルドなどの多国籍大企業の方針を変えさせることに成功したかを論じました。

(1) グローバル開発が途上国や環境にもたらした深刻な実態については、注2・3の文献以外にLester R. Brown/Worldwatch Institute, *State of the World: A Worldwatch Institute Report on Progress Toward a Sustainable Society*, 1984-2017（ワールドウォッチ研究所『地球白書』ワールドウォッチジャパン、各年度版）、岩附由香・白木朋子・水寄僚子『わたし8歳、カカオ畑で働きつづけて。——児童労働者とよばれる2億1800万人の子どもたち』合同出版、2007年。2013年に起きたバングラデシュ・ダッカのラナプラザ崩落事故に関わる有名ブランド縫製工場の労働実態とそれに対する国際社会・NPOの動きについては、田中洋子「国際援助とグローバル・ビジネス」、「国際NPOと社会改革」、「グローバル企業と社会政策」、「グローバル企業の社会的責任」、「個人・NPO・企業とグローバル社会政策」『書斎の窓』2013年4、5、6、7・8、12月号参照。

(2) Naomi Klein, *No logo: no space, no choice, no jobs*, 1999, New York: Picador.（ナオミ・クライン『ブランドなんか、いらない——搾取で巨大化する大企業の非情』松島聖子訳、はまの出版、2001年）。

経済のグローバリゼーションのなかで、国際的な搾取を利用しながら大きく成長する有名多国籍ブランドの実態を描いたこの本は、反スウェットショップ（搾取工場）運動のマニフェスト、バイブルとして大きな世界的影響力をもち、2000年代の世界的な市民運動の呼び水となりました<sup>(3)</sup>。

2000年代を代表する大きな国際的市民運動の象徴となったのが「世界社会フォーラム」です。世界的企業家や政治家らが参加する有名な、ダボス会議と呼ばれる「世界経済フォーラム」というものがありますが、これはそれに対抗してつくられた市民の会議です。「経済よりも社会を」重視するコンセプトで、ブラジルのボルト・アレグレなどで開かれました。

世界社会フォーラム・ヨーロッパ社会フォーラムは2000年に創設され、2000年代に非常に大きな盛り上がりを見せました。ここには環境保護、人権団体、労働運動など多種多様な NGO・団体が一堂に会し、グローバリゼーションが国際的な搾取の拡大を招いていることに対し、「もう一つの世界は可能だ」、「世界は商品じゃない」といったスローガンのもと、企業による人権・環境破壊に抗議しました<sup>(4)</sup>。

---

(3) 1990年代末から2000年代にかけて、経済のグローバル化のなかでの多国籍大企業の力の伸長、それが各地にもたらすさまざまな深刻な影響、それに代わるより公正で開かれた世界の必要性を数多くの文献が論じた。Michael Hardt and Antonio Negri, *Empire*, Harvard University Press, 2000（アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート『＜帝国＞グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』水嶋一憲他訳、以文社、2003年）；Joseph E. Stiglitz, *Globalization and Its Discontents*, New York : W.W. Norton & Company, 2002（ジョセフ・E・スティグリッツ『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』鈴木主税訳、徳間書店、2002年）；Noam Chomsky, *Profit Over People : Neoliberalism and Global Order*, Seven Stories Press, 1998（ノーム・チョムスキー『金儲けがすべてでいいのか——グローバリズムの正体』文藝春秋、山崎淳訳、2002年）；George Soros, *The crisis of global capitalism : open society endangered*, New York : Public Affairs, 1998（ジョージ・ソロス『グローバル資本主義の危機』大原進訳、日本経済新聞社、1999年）；William F. Fisher and Thomas Ponniah, *Another World is Possible*, 2003（ウィリアム・F・フィッシャー、トーマス・ポニア編『もうひとつの世界は可能だ——世界社会フォーラムとグローバル化への民衆のオルタナティブ』大屋定晴他訳、日本経済評論社、2003年）；Jerry Mander and Edward Goldsmith, *The Case against the Global Economy and for a Turn toward the Local*, 1999（ジェリー・マNDER、エドワード・ゴールドスミス『グローバル経済が世界を破壊する』小南祐一郎・塚本しづ香訳、朝日新聞社、2000年）；José Bové, François Dufour, *Le monde n'est pas une marchandise. Des paysans contre la malbouffe*（ジョゼ・ボヴェ、フランソワ・デュフル『地球は売り物じゃない！——ジャンクフードと闘う農民たち』新谷惇一訳、紀伊國屋書店、2001年）；Attac (France), *Tout sur Attac*, Mille et une nuits, 2001（アタック『反グローバリゼーション民衆運動——アタックの挑戦』杉村昌明訳、つげ書房新社、2001年）；Roger Burbach et al., *Globalization and its Discontents*, Pluto Press : London, 1997；David McNally, *Another World Is Possible : Globalization and Anti-Capitalism*, Merlin press Ltd, 2002；Susan George et al., *Globalisierung oder Gerechtigkeit?*（「グローバル化か社会正義か？」）、VSA-Verlag Hamburg, 2003；Christine Buchholz, Anne Karrass, Oliver Nachtwey (hrsg.), *Unsere Welt ist keine Ware*（「世界は商品ではない」）；*Handbuch für Globalisierungskritiker*, Kiepenheuer & Witsch, 2002 など。日本では新評論社から一連の国際 NGO 論が出た（ティエリ・ヴェルヘルスト『文化・開発・NGO——ルーツなくしては人も花も生きられない』片岡幸彦訳、1994年、ジョン・フリードマン『市民・政府・NGO——「力の剥奪」からエンパワメントへ』斎藤千宏・雨森孝悦訳、1995年、片岡幸彦編『人類・開発・NGO——脱開発は私たちの未来を描けるか』1997年、オックスファム・インターナショナル『貧富・公正貿易・NGO——WTOに挑む国際 NGO オックスファムの戦略』渡辺龍也訳、2006年など）。

(4) 世界社会フォーラムについては北川洋子『利潤か人間か——グローバル化の実態と新しい社会運動』コモンズ、2003年、Jai Sen and Peter Waterman, *World Social Forum : Challenging Empires*, Black Rose Books Ltd, 2008；Jackie Smith et al., *Handbook on World Social Forum Activism*, Routledge, 2015 を参照。

研究者であり活動家でもあったスーザン・ジョージは、2003年のスピーチで「企業が人権・環境を痛めつけないよう、拘束力のある法律や課税が必要だ」、「私たちはネットワークをつくって継続的な圧力となり、変化のための提案をつくる」と述べ、その後の世界の動きを先取りしました<sup>(5)</sup>。

### （3）ドイツの市民社会での議論と2002年共同宣言「公正なグローバル化を求めて」

私は1990～2000年代にも日本とドイツを行き来していたので、こうした動きが2000年代初頭のドイツでどれほど盛り上がりつつあったかを直接知っています。ですので、当時のドイツの様子についても少し触れておきたいと思います。

2002年から2003年のベルリンでは、いろいろな大学で頻繁に、反グローバリゼーションをテーマとするコンファランスやイベントが開催されていました<sup>(6)</sup>。

そこに参加していたのは、まず労働組合（ドイツ労働総同盟（DGB）（日本の連合に当たる労働組合全国組織）、DGB 青年部、金属労働者組合（IGM）、サービス労働者組合（Ver.di）、建設労働組合（IG Bau）など）、環境NPO（BUND 地球の友、グリーンピース、WWF、自然保護連盟（NABU）など）、反自由主義NPO（attac）、企業活動監視NPO（German Watch, Corpwatch, Kodex Watch など）、さらに社会科学系の研究所（フリードリヒ・エーベルト財団、ハンス・ベックラー財団、オットー・ブレンナー財団、ハインリッヒ・ボル財団など）、キリスト教系各種団体（プロテスタント青年同盟（AEJ）、カトリック雇用者運動（KAB）、キリスト教職場サービス（KDA）など）、さらに個別テーマのNPO（医薬品アクセス権を求めるNPOのBUKO 薬品キャンペーン、飢餓に対する人権NPOのFIAN、女性・少女の人権を守るNPOのTerre des Femmes など）でした。

こうした団体に多くの大学生・大学院生が加わり、連日40もの部会やパネルに分かれて各教室で報告・議論が行われました。部会のテーマは、たとえば「社会的労働基準と人権」「アパレル産業にみる女性とグローバリゼーション」「市民社会は世界貿易協定に対して何ができるか」「人権・環境保護と未来の持続可能性のためにどんなイニシアティブが必要か」などです。コンファランス全体としては、人権、労働の社会的基準、社会・生態学的影響、農産物貿易の国際的自由競争がもたらす国内外への影響、情報の透明化・民主化などさまざまなテーマが設定されていました。各部会では、国際NPOのメンバーが自らネパールやインドにおもむき、そこで行った労働実態調査を報告して参加者と議論したりしていました。

こうした動きの活発さを象徴しているのは、ドイツ労働総同盟DGBと国際NPOの連合が2002年に出した、「公正なグローバル化を求めて」と題する共同宣言です。これは、反自由主義ネットワークとして当時きわめて大きな影響力をもっていたNPOのattacを中心に、DGBと国際NPO

(5) Susan George, 'Now let's make it. World Forum Speech', <http://www.jca.org/attac-jp/ATTACNewsletter/162htm>（最終閲覧日 2003年8月28日）

(6) ここでは“Fatal Global”, Cancun-Kongress in TU-Berlin, 05-06. September, 2003.のイベントを紹介する。このコンファランスは2003年9月10-14日までメキシコのカンクンで開催された第5回世界貿易機関（WTO）閣僚会議に合わせる形で、ベルリン工科大学で開催された。

の連合体である VERN0 の三者が、公正なグローバル化を求めて出したものです<sup>(7)</sup>。

ここでは、「自由」という名の無秩序な、野放しのグローバル化ではなく、「グローバル化が社会的、民主的になるよう、政治的に作りあげていくこと」が必要だとし、「そのためには、多国籍企業の活動を規制する拘束力のある法律が必要である」としました。そして「企業は社会、環境、人権に対して責任と義務を有することを認識して活動しなければならない」と主張しました。さらに、「企業の自主的な基準・規範作りはもちろん必要であるが、それだけでは十分ではない。目標は国際的な拘束力のある法的枠組み作りである」と訴えました。

今からみると、2002 年前後にこれらの運動のなかで生まれた考え方や政策の方向性が、その後 20 年をかけて、近年実行段階に入っているということがわかります。

こういったわけなので、私が理解する限り、ビジネスと人権、企業の社会的責任というテーマが一番盛り上がったのは、1990 年代末から 2000 年代初頭のことでした。2020 年代の初頭ではなくて、2000 年代の初頭です。この時期に世界やドイツで、グローバル化に伴う人権や企業の責任について議論されていたテーマが、ようやく 20 年たって、日本でも認識されるようになってきているのかな、と感じています。

#### (4) 1990 ～ 2000 年代の国連・ILO・OECD のイニシアティブ

1980 ～ 90 年代に次々と明らかになってきた国際的な搾取に対応して、「下から」の動きだけでなく、ILO や国連も「上から」素早く対応しました。まず、1998 年に ILO が「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」を出しました<sup>(8)</sup>。ここでは、結社の自由、強制労働・児童労働廃止、雇用差別撤廃を加盟国が尊重・促進・実現する義務を規定しました。

これを受けて、より現実的な変化を世界にもたらすきっかけになったのが、1999 年の国連「グローバルコンパクト」です。これは当時のコフィー・アナン国連事務総長が世界経済フォーラムにおいて提唱したもので、「企業のもつ創造力を結集し、弱い立場にある人々の願いや未来世代の必要に応えていこう」と、グローバル大企業に呼び掛けたものです。これは ILO の 1998 年宣言にもとづき、人権については、人権の保護、人権侵害に加担しないこと、労働については、結社の自由、強制労働・児童労働の廃止、雇用差別の撤廃、環境については、予防原則、環境責任、環境にやさしい技術開発、そして腐敗防止を合わせた 10 原則でした。これが 2000 年に国連総会で正式に発足しました<sup>(9)</sup>。

---

(7) *Globalisierung Gerecht gestalten. Gemeinsame Erklärung von DGB, Attac, und VERN0*, 5. Dezember 2002. <http://www.attac.de/debatte/dbgvernoattac.php>. (最終閲覧日 2003 年 8 月 28 日) 筆者が 2003 年 9 月に当時の DGB の共同宣言担当者 (Karin Alleweldt 氏) に行ったインタビューによると、DGB の労働組合員みんながこの問題に強く関心をもっていたわけではなく、保守的な幹部のなかには消極的姿勢を示す人もいた。それでも DGB がこの共同宣言に加わったことにより、グローバリゼーションのもとの人権問題について、より多くの組合員の問題意識を喚起できたという。

(8) 「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」。ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work, <https://www.ilo.org/about-ilo/mission-and-impact-ilo/ilo-declaration-fundamental-principles-and-rights-work>.

(9) Global Compact, <https://unglobalcompact.org/>; <https://www.ungcnj.org/gcnj/about.html>



私は毎年のようにドイツの企業でインタビューをしていましたが、その頃のダイムラー社、今のメルセデス・ベンツ社では、グローバルコンパクトの影響がとても大きかったという話を聞きました。ダイムラー社は、2000年に国連のグローバルコンパクト創設時に、その創立メンバーとして加入しました。そのため、グローバルコンパクトの基準にあわせて、経営方針を全社的に見直したとのこと。つまり、ドイツの大企業は2000年に、国連グローバルコンパクトの開始時点で、その方針を重く受け止め、グローバル展開にあたっての自社の方針を確認する方向に入っていたことがわかります。

2000年代には、国連、さらに OECD や ISO（国際標準化機構）が、グローバル企業の社会的責任に対するさまざまな枠組みづくりに動き出しました。

国連は2000年の国連サミットで、2000～2015年までのSDGsの前段階のMDGs、ミレニアム開発目標を出しましたが、これは主に発展途上国を対象とするものでした。これに対応し、先進国の企業の責任を問うものとして、2000年に OECD が「多国籍企業行動方針（ガイドライン）」改訂版をだしました。ここでは多国籍企業が、人権、雇用、環境などに対して責任ある行動をとることが、賄賂・脱税の防止、情報公開などとともに行動基準とされました<sup>(10)</sup>。

OECD はまた1999年に「コーポレートガバナンス原則」をだし、2004年に改訂版をだしました。企業の優れたコーポレートガバナンスは、事業を展開する地域社会の利益を考慮し、社会全体の利益に資する事業展開をもたらす、投資家も信頼して多くの長期資本を投資するとしています<sup>(11)</sup>。これに呼応するように、2009年には ISO から、「組織・企業の社会的責任（CSR）ガイダンス——ISO26000」がだされました。2010年に発効したこの国際規格は、企業・組織が社会や環境に及ぼす影響に対して責任をもち、さまざまな関係者（マルチステークホルダー）に貢献するための手引きです。人権、労働慣行、事業慣行、環境、消費者、コミュニティ、ガバナンスという七つのテーマに焦点が当てられています。

これらはいずれも、企業が自ら人権侵害を行わない、それだけではなく、人権侵害に加担しないように注意する配慮義務、いわゆるデューデリジェンスを企業に求めるものでした。「組織は従業員、パートナー、顧客、ステークホルダー、メンバー」の「経済的、社会的及び文化的権利を尊重する責任を負う」とされたのです。また「組織は、自らの製品・サービスや新規プロジェクトが、

---

(10) OECD, *OECD Guidelines for Multinational Enterprises Revision 2000*, [https://www.oecd-ilibrary.org/governance/oecd-guidelines-for-multinational-enterprises\\_9789264033979-en](https://www.oecd-ilibrary.org/governance/oecd-guidelines-for-multinational-enterprises_9789264033979-en). OECD は多国籍企業のはしりの時期である1976年に、企業に期待される責任ある行動を勧告するための OECD 多国籍企業行動指針を策定した。その後多国籍企業のグローバル展開が大きく進んで実情が変わるなか、1984年、1991年、2000年、2011年、2023年に改訂を行っている。2000年の改訂では特に行動指針の普及や問題解決支援が強化された。外務省 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>)、厚生労働省 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/oecd/shishin.html>) 参照。

(11) OECD Principles of Corporate Governance, [https://www.oecd-ilibrary.org/governance/oecd-principles-of-corporate-governance\\_9789264173705-en](https://www.oecd-ilibrary.org/governance/oecd-principles-of-corporate-governance_9789264173705-en); [https://www.oecd-ilibrary.org/industry-and-services/oecd-principles-of-corporate-governance-2004\\_9789264015999-en](https://www.oecd-ilibrary.org/industry-and-services/oecd-principles-of-corporate-governance-2004_9789264015999-en); [https://www.oecd.org/en/publications/g20-oecd-principles-of-corporate-governance-2023\\_ed750b30-en.html](https://www.oecd.org/en/publications/g20-oecd-principles-of-corporate-governance-2023_ed750b30-en.html)

これらの権利に及ぼす可能性に注意し、権利の実現に適宜貢献する」ことも求めました<sup>(12)</sup>。

これらにおいて、企業は自らの経済活動において、働く人や顧客、地域社会や環境などに対して社会的責任を負うことが、より現実的に求められたのです。これらすべてが2000年代のうちに一気に進みました。

#### (5) 2000年代から広がったESG投資・責任投資原則

さらに新しい動きも起こりました。単に企業に社会的責任を求めるだけでなく、企業に資金を提供する金融機関や投資家（特に機関投資家）に対しても、企業が社会的責任をきちんと果たせるような融資や投資をするように促すという動きの進展です。

2004年には国連が国際的金融機関とともに「企業の社会的責任」イニシアティブを共同で開始し、2005年には当時のコフィー・アナン事務局長が世界経済フォーラムで世界の投資家たちに呼びかけ、機関投資家の国際共同イニシアティブである国連責任投資原則（PRI=Principles for Responsible Investment）を立ち上げました。

ここでキーワードになったのがESGという三つの基準です。Eは環境問題 environmental issues, Sは社会問題 social issues, Gは統治 governance を表します。これら三点を重視する企業に、積極的に融資や投資をしていこうという方針です。環境・社会・ガバナンスという三つのESG基準を、投資をする際の意思決定過程に組み込むこと、情報を公開しつつESG原則の有効性を高めていくことが定められました<sup>(13)</sup>。

社会的責任を果たす企業に投資し、反社会的な企業、人権や環境を損なう企業には投資しない。こうした責任投資原則を通じて社会問題の改善をめざす方向がはじまったのです。2006年以降ESG投資は増加をつづけています。たとえば世界最大規模のESG投資家であるノルウェー政府年金基金は、現在約250兆円（1700 billion dollar.）もの投資を行っています。しかしその資金は、児童労働などの人権侵害を行っている企業や深刻な環境破壊を続ける企業、クラスター爆弾などの非人道的武器生産企業や健康を害するタバコ企業などには投資されません<sup>(14)</sup>。つまり機関投資家は、人権や環境、人間を傷つける企業には投資しないことにより、社会的責任を果たすようになったのです<sup>(15)</sup>。

---

(12) ISO 26000.Social responsibility, 6.3.7-10. <https://www.iso.org/iso-26000-social-responsibility.html> ; <https://www.iso.org/publication/PUB100258.html>

(13) Principles for Responsible Investment (PRI), <https://www.unpri.org/about-us/about-the-pri>

(14) Norges Bank Investment Management (NBIM), <https://www.nbim.no/en/organisation/about-us/> ; Norwegian Forum for Responsible and Sustainable Investment (Norsif), <https://norsif.org/om-oss/>.

(15) 世界的にみるとこうしたESG投資にNGOが果たす役割は大きい。というのも1990年前後から社会・環境問題の発見と抗議をNGOが担ってきたからである。イギリスでは1995年に石油大手ロイヤル・ダッチ・シェルの石油採掘プラットフォームの海中廃棄計画に対して、環境汚染を懸念した国際NGOのグリーンピースが抗議・不買運動を行い、最終的に計画が撤回された（Brent Spar事件）。これをきっかけにグローバル企業はESG課題についてNGOと積極的な情報交換を行うようになった。結果として国際NGOが社会的監視機能を果たしている国が多い（内閣府『平成27年度女性活躍情報を中心とした非財務情報の投資における活用状況調査』第1章 [https://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/pdf/160331\\_03.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/pdf/160331_03.pdf)）

## （6）企業の社会的責任の実行を促す 2010 年代の動き

これらの 2000 年代の動きは、2010 年代に入って国際的な原則としてまとめられ、いよいよ各国で実行段階に入っていました。

その一つが 2011 年の国連人権理事会における「ビジネスと人権に関する指導原則」です<sup>(16)</sup>。これによって、企業が人権配慮義務（人権の保護・尊重）について果たすべき責任が定式化され、各国、各企業でこうした配慮義務の法制化、実装を求める実行段階に入りました。

2015 年には、「ESG を通じた責任ある投資」国連報告書がだされ、企業の持続可能性を 3 領域で評価することがあらためて定式化されました。環境領域においては、気候変動、エネルギー効率、資源消費、廃棄物管理、汚染などへの責任ある対応が求められました。社会領域では、従業員、顧客、サプライヤー、地域社会などステークホルダーの労働条件、人権尊重、多様性・一体性、健康・安全などの幸福に配慮する責任が求められます。ガバナンス領域では、企業倫理、情報の公開・透明性、独立的監査、コンプライアンスが求められました。

「責任ある投資」を進めるため、2015～17 年にはさらに新たな国際的イニシアティブがつけられました。機関投資家と国際 NPO、国連財団、ビジネスと持続可能な開発委員会が、企業に具体的な行動変容を促すために創設された「企業人権ベンチマーク」（CHRB = Corporate Human Rights Benchmark）です。これは、企業の人権等への取り組みを評価・採点し、その結果を公表することにより、企業が実際に社会的責任を果たしていけるように促す仕組みです。「企業が人々と地球にどのような影響を与えているかを測定し、企業に持続可能な開発への貢献の責任を負わせることができるようにする」ことがめざされています<sup>(17)</sup>。

特に、カカオ農家の児童労働問題が見られる「農産物・食品」、搾取工場が繰り返し問題となっている「アパレル」、非人道的な労働が問題とされた「鉱物採掘」などの業種が、重点的に取り上げられました。そこでの企業の人権への取り組みのあり方が、苦情処理メカニズムと救済へのアクセス可能性、人権侵害の防止策などを含めて問われています<sup>(18)</sup>。

2018 年の国連総会で「世界ベンチマーキングアライアンス（WBA）」が発足し、2019 年以降、世界で影響力をもつ大企業について、ベンチマークの採点結果の公表がはじまりました。

現在 ESG 投資は 5000 兆円を優に超える規模に成長しています。企業が社会的責任を果たすためにお金が使われる、責任を果たす企業が評価される、そういう新しい時代に入りつつあると言える

(16) United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights, ビジネスと人権に関する指導原則——国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために（A/HRC/17/31）（UNGPs）2011 年 3 月 21 日、[https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/publications/guidingprinciplesbusinessshr\\_en.pdf](https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/publications/guidingprinciplesbusinessshr_en.pdf)[https://www.unic.or.jp/texts\\_audiovisual/resolutions\\_reports/hr\\_council/ga\\_regular\\_session/3404/](https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/)

(17) World Benchmarking Alliance, <https://www.worldbenchmarkingalliance.org/how-it-started/> : <https://www.worldbenchmarkingalliance.org/mission/>

(18) Corporate Human Rights Benchmark 2022. Insights Report 2022/11, <https://assets.worldbenchmarkingalliance.org/app/uploads/2023/05/2022-CHRB-Insights-Report-Japanese.pdf>. CHRB において日本企業の対応が鈍く、評価が低い点については、中滲「人権尊重に関する企業評価と日本企業 Corporate Human Rights Benchmark からみる現状と課題」大和総研、2024 年 6 月 12 日、[https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/esg/20240612\\_024444.pdf](https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/esg/20240612_024444.pdf)；藤田香「日本企業に人権格付けの洗礼」『日経 ESG』2020 年 3 月 16 日、<https://project.nikkeibp.co.jp/ESG/atcl/news/00069/>



でしょう。

## ドイツ企業の社会的責任の取り組み

### (1) ドイツのサプライチェーン配慮義務法（2021 年）

国連の動きを受けて、世界各国では国内法の制定が進んでいます。

ドイツの場合、2021 年にサプライチェーン配慮義務法（Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz）ができました（正式名称は、「サプライチェーンにおける人権侵害を防止するための企業による配慮義務に関する法律」）<sup>(19)</sup>。2016 年から国の行動計画（NAP）の策定がはじめられ、2021 年に制定、2023 年に施行されています。ドイツ政府のなかでこれを主導した経済開発省は、次のようにこの法律の趣旨を述べました<sup>(20)</sup>。

強制労働や児童労働の禁止など、最低限の社会基準も無視される形で、世界中で今も何百万もの人々が悲惨な生活を送っています。世界で 7900 万人もの子どもたちが、繊維工場、採石場、コーヒー農園などで搾取的な環境で働いています。

グローバルなサプライチェーンにおける人権侵害を防ぎ、環境を保護するため、この法律はドイツの企業が責任をもって、基本的人権の基準や重要な環境基準を守る義務を定めます。

まさに 1990 年代末から 2000 年代初頭に議論されていたことが、ようやく立法化されるところまでできたと言えます。

### (2) レーベ社——ビジネス戦略としての持続可能性

では、立法を含むこうした変化のなかで、ドイツの企業は実際にどのように動いたのでしょうか。このことを、一つ具体的な企業の事例から紹介してみたいと思います。

例に取った企業は、ドイツの二大スーパーの一つであるレーベ社（REWE グループ）です。同社は売上 16 兆円、従業員 39 万人のグローバル食品小売企業です。そこがどのように自社の社会的責任を捉えたのかを 2022、23 年の「持続可能性報告書」から見てみましょう<sup>(21)</sup>。

このドイツを代表する小売企業は、まず、「私たちは大手企業として、世界的な物の流れにおける責任を認識しています」「私たちの行動は人、動物、環境に影響を与えています」と認めます。その上でレーベ社は自分たち企業の基本方針として、「環境と気候に配慮した方法で行動し、より持続可能な製品を促進し、パートナーやサプライヤーとの公正な取引を確保し、従業員に対して責

(19) Gesetz über die unternehmerischen Sorgfaltspflichten zur Vermeidung von Menschenrechtsverletzungen in Lieferketten, 略して Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz (LkSG), <https://www.gesetze-im-internet.de/lksg/BJNR295910021.html>

(20) Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung, <https://www.bmz.de/de/themen/lieferkettengesetz>

(21) REWE Group, *Nachhaltigkeitsbericht 2022*, <https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/2022/de/>; *Fortschrittsbericht 2023. Unser Engagement für Nachhaltigkeit*, <https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/2023/de/>

任を負い、持続可能な社会に取り組む」としました<sup>(22)</sup>。またこれらが単に言葉だけにならないようにするため、レーベ社では進捗を測定可能にするための目標数値を、以下の九つの分野で KPI として設定しています<sup>(23)</sup>。

気候保護分野では、サプライヤーを含めた CO<sub>2</sub> 排出量や売場㎡当たり消費電力の削減、人権分野では、サプライチェーンでの苦情制度や能力開発トレーニングの拡大、持続可能な消費分野では食品廃棄物の削減、有機農業と地産地消分野ではオーガニック自社ブランド割合の増加、循環経済分野では非包装製品の範囲拡大やプラスチック包装の削減、生物多様性分野では植樹と巣作りの拡大、動物福祉では鶏の平飼い化や豚肉の全国産化、従業員分野では管理職の男女比率や内部昇進率の改善、原材料と製品分野ではパーム油やカカオ・コーヒーでの認証化率向上などです。

レーベ社では、このように「責任を認識して持続可能な行動をとることは、単なるトレンドではなく、むしろビジネス戦略の重要な部分です」と述べています。「事業活動の影響が、人々や環境と調和している場合にのみ、長期的にビジネスとして成功できることを認識している」ためです。

実際にレーベ社は、サプライチェーン配慮義務の法律ができるずっと以前から、人権・環境配慮の取り組みをしていました。2008 年にレーベ社は企業の使命として「顧客、取引先、従業員にとって最高のサービス」を掲げました。しかし、特に原材料の栽培・加工や農業部門の一部（ホットスポット）で、労働基準・社会基準が無視されるリスクが高い分野があることをレーベ社は認識していました。

そこで、外部専門家の協力を得て、レーベ社は自社の行動が及ぼす影響を検証した結果、人権関係では、児童労働、強制労働、低収入、長労働時間、差別、組合結社、労働安全衛生といった領域が、特にデリケートな分野として特定されました。環境に及ぼす影響では、気候保護、資源保護、生物種保護、動物保護が課題にあがりました。それを受けてレーベ社は、国連、ILO、OECD などさまざまな国際規定を学び（表 1）、その上で人権・環境を守るための独自のルールづくりに進んでいます。

「持続可能な経済指針」（2019 年）<sup>(24)</sup>、「人権原則の宣言」（2022 年）<sup>(25)</sup>、「サプライヤー行動規範」（2024 年）<sup>(26)</sup> がつくられ、サプライヤーに対する配慮義務はより具体化してきています。レーベ社とサプライヤーとの協働を前提に、違反事例の通報、サプライヤーのリスク分析、従業員教育を含む予防措置、問題があった時の監査・苦情処理制度などが定められました。特にこれまで問題が指摘されてきた分野では、個別のガイドラインがつけられています（表 2）。児童労働や女性労働の

(22) REWE Group, GRI 2-23 : Grundsätze und Leitlinien, <https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/2022/de/unternehmen/grundsätze-und-leitlinien/index.html>

(23) Ziele und KPI, [https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/2023/de/ziele-und-kpi/index.html#table\\_kpi\\_fokusrohstoffe-und-produkte](https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/2023/de/ziele-und-kpi/index.html#table_kpi_fokusrohstoffe-und-produkte)

(24) Leitlinie für nachhaltiges Wirtschaften, <https://www.rewe-group.com/content/uploads/2020/12/leitlinie-nachhaltiges-wirtschaften-09-2022.pdf?t=2024121510>

(25) Grundsatzzerklärung, <https://www.rewe-group.com/content/uploads/2020/12/rewe-group-grundsatzzerklaerung.pdf?t=2024121509>

(26) Unternehmerische Sorgfaltspflicht in der Lieferkette, Supplier Code of Conduct, <https://www.rewe-group.com/content/uploads/2024/08/code-of-conduct-130824.pdf?t=2024121512>

表 1 レーベ社が自社規範作成時にもとづいた国際条約・協定等

|                                 |
|---------------------------------|
| 国連世界人権宣言 (UN)                   |
| ビジネスと人権に関する国連指導原則 (UNGPs)       |
| 労働基準と社会基準に関する ILO 条約と勧告         |
| 国連グローバルコンパクト (UNGC) 原則          |
| 国連子どもの権利条約                      |
| 国連女性差別撤廃条約                      |
| OECD 多国籍企業ガイドライン                |
| 消費財フォーラム (CGF) の強制労働にかかわる業界優先原則 |
| 国連女性エンパワーメント原則                  |
| 市民的・政治的権利に関する国際協定               |
| 経済的・社会的・文化的権利に関する国際協定           |
| 危険廃棄物についてのバーゼル (水俣) 条約          |

出典: REWE-Group, Grundsatzserklärung, 2024,

<https://www.rewe-group.com/content/uploads/2020/12/rewe-group-grundsatzserklaerung.pdf?t=2024121501>

表 2 レーベ社が自社の義務規定として公表した行動規範・ガイドライン (2022 年)

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| サプライヤー行動規範           | 魚介類ガイドライン     |
| 生活賃金・収入ガイドライン        | コーヒーガイドライン    |
| 公平性ガイドライン            | カカオ製品ガイドライン   |
| サプライチェーンの女性ガイドライン    | ジュースのガイドライン   |
| 児童労働防止ガイドライン         | 茶製品ガイドライン     |
| サプライチェーンの水保護ガイドライン   | パーム油製品ガイドライン  |
| 化粧品中マイクロプラスチックガイドライン | 有機農産品ガイドライン   |
| より持続可能な繊維製品ガイドライン    | 動物飼料の大豆ガイドライン |
| 天然石製品ガイドライン          | 動物福祉ガイドライン    |
| より環境に優しい包装ガイドライン     | 循環経済ガイドライン    |

出典: REWE Group, GRI 2-23: Verpflichtungserklärung zu Grundsätzen und Handlungsweisen, <https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/2022/de/unternehmen/grundsaeetze-und-leitlinien/index.html>

ガイドライン,あるいはコーヒーやカカオ生産のガイドライン,ジュースのガイドライン,化粧品中のマイクロプラスチックのガイドライン,こういうものを次々とつくっていきました。

### (3) 女性・有機・フェアトレードコーヒー

こうしたガイドラインにそって,実際にどのようなことが行われてきたのか,コーヒーの例をみてみましょう。コーヒー豆の生産においては長く,貧しい農家や女性,少女の過酷な肉体労働,女性の低・無収入が問題になってきました。レーベ社はこうした状況に対し,コーヒー栽培のサプラ

イチェーンにおいて、コーヒー農家で働く女性のエンパワーメントに取り組みました。これがペルーの「女性コーヒー（Café Mujer）」、女性だけで栽培されたコーヒーの新商品です。ここではペルーの女性が所有、管理するコーヒー農園で栽培された、有機のアラビカ種のコーヒー豆を商品化しています。120人の女性を協同組合に組織し、フェアトレードの最低価格を保証し、フェアトレードプレミアムを支払いながら年間生産物を完全購入保証する仕組みをつくったわけです。

これによってペルーの女性たちは、より大きな経済的自立と生活保障を得ることができました。レーベ社との協力関係が長期に続いているため、次々と新しく女性たちが加わっています。コーヒー豆の収穫量が多くなりすぎた時は、余った豆をレーベのプライベート・ブランドの別の製品に加工しています。また有機肥料の生産工場が農園の近くに建てられ、コーヒー農園には地元の果樹が植えられ、土壌の肥沃度の向上、生物多様性の維持、追加収入の確保にも役立っています。また協同組合でフェアトレードに参加している女性は、豆の収穫後の処理を学び、組織の運営方法、チームのリーダーシップを身につけ、自分に自信をもってコミュニケーションができるようになっていくと報告されています。

#### （4） ILO 中核労働基準を満たすバナナ

バナナの場合、レーベ社はエクアドル、コロンビアの農園から買いつけてきました。しかし多くの地域では低賃金、人権侵害、農薬使用、水質汚染、森林破壊、生態系へのダメージが長く問題となっていました。そのためレーベ社は、2013年から全サプライヤーに対してILOの中核労働基準の実施を義務付けました。また、販売するすべてのバナナとパイナップルの生産者にレインフォレスト・アライアンス認証か有機基準を満たすことを求めました。フェアトレード認証の有機バナナも売っています。また、農薬使用の方法については、GLOBALG.A.P.（グローバルギャップ）の野菜・果樹認証を使用しながら、社会、環境に責任をもてる新しい農業慣行の世界的な導入を図っています。

ちなみにGLOBALG.A.P.は、世界130ヶ国以上で適用されている「適正農業基準」です。1990年代に、生鮮食品の残留農薬に対する懸念や、畜産業でのBSE発生を機に消費者の食品不信が高まった時、その根本原因を積極的に調査し、対処して懸念をふりはらおうとヨーロッパの小売業者らがつくった基準です。独自の適正農業基準の認証システムを開発することで、安全な農産物と社会的、環境的に責任ある農業慣行の世界的導入を促進しており、日本でもイオングループやアサヒが加入しています<sup>(27)</sup>。

#### （5） 持続可能なパーム油の追求

世界で最も用途の広い植物油であるパーム油は、アブラヤシの実から抽出されます。パン、ポテトチップス、クッキー、アイス、マーガリン、チョコレートやカップ麺からシャンプー、洗剤、歯磨き粉、化粧品まで無数の商品に使われており、レーベ社はこれを主にインドネシアやマレーシアから調達しています。

---

(27) GLOBALG.A.P., <https://www.globalgap.org/>; GLOBALG.A.P. 協議会, <https://www.ggap.jp/>



しかし、これらの国々では長年にわたり、モノカルチャーのプランテーションによる熱帯雨林の大量破壊、泥炭層の劣化、生物多様性の減少、二酸化炭素の排出増加、地元住民（特に先住民）の土地・生計の剝奪など、多くの深刻な問題をかかえてきました。持続不可能な方法で栽培したパーム油は森林に損害を与え、住民・コミュニティや野生生物を危機にさらしてきたのです。

これに対してレーベ社は2013年、パーム油がもたらす問題を解決するため、「持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）」に参加しました。この円卓会議は、ネスレやユニリーバなどの多国籍企業によるパーム油の大量消費とそれに伴う社会的・環境的、生物多様性上の問題の深刻化に対して、世界自然保護基金（WWF）など環境保護・野生生物保護等の国際NPOが規制をかけようと2004年に設立されたものです。この円卓会議では、サプライチェーンのすべての利害関係者が呼ばれ、オープンな対話を通じて、持続可能なパームオイルの生産と使用をめざしました<sup>(28)</sup>。

現在、レーベ社の自社ブランドにおいては、100%このRSPOの認証を受けたパーム油を使っています。

#### (6) すべてをフェアトレード認証カカオへ

最後にカカオです。世界のカカオ収穫量の7割は西アフリカから来ていて、レーベ社も主にここからカカオ豆を調達しています。しかし、カカオ農家は以前から貧困線以下の生活、そして多くの児童労働が問題になっていました。

こうした状況に対し、レーベ社は2012年に創設メンバーとして「持続可能なココア・フォーラム」に参加し、2014年からフェアトレードココアプログラムに参加しています<sup>(29)</sup>。そして2018年からレーベ社はすべてのチョコレート商品、インスタントココア、チョコビスケット、ナッツוגーなどの自社ブランドに使うカカオ豆を、全部フェアトレード認証（製品及び原材料）のついた有機カカオに移行することを決めました<sup>(30)</sup>。2022年現在、生カカオの99%がフェアトレード商品になっています。

こうしたフェアトレードを責任もって実行するために、レーベ社では従業員の訓練、サプライヤー向けトレーニングコースの開催、監査の実施、レーベ社独自の支援プロジェクト実施、またサプライヤーに対する特定要件の策定などを行っています。特に、関係するすべてのビジネスパートナーが、ILOの中核的労働基準をはじめ、国内外で適用される法律の最低要件を遵守しているかどうか重要です。レーベ社は、世界的に多岐にわたるバリューチェーンにおける課題に対して、できるだけ多くの関係者や認証機関を巻き込み、長期的にセクター全体の構造を持続可能な形に変えることをめざしているとのことでした。

このようにレーベ社では、一つ一つの材料・製品、具体的な商品レベルで、人権・環境に配慮す

(28) Roundtable on Sustainable Palm Oil : RSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）、<https://rspo.org/> ; RSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）認証について、<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3520.html>

(29) German Initiative on Sustainable Cocoa, <https://www.kakaoforum.de/startpage/>

(30) Verantwortung für Menschenrechte : „Wir brauchen ein praktikables und wirksames Lieferkettengesetz“, <https://www.rewe-group.com/de/presse-und-medien/newsroom/stories/verantwortung-fuer-menschenrechte-wir-brauchen-ein-praktikables-und-wirksames-lieferkettengesetz/>

る基本原則，サプライチェーン配慮義務を展開しつつあると見ることができます。

#### （7）企業のサプライチェーン配慮義務の歴史的位置

では，こうしたレーベ社におけるサプライチェーン配慮義務は，歴史的にどのように位置づけられるでしょうか。

考えてみると，フェアトレードや有機認証は決して新しいものではありません。戦後，特に1970～1990年代以降，NGOや組合を中心に長く続いてきました。この意味で，特に目新しさはないのです。

では，レーベ社の試みのどこが新しいのでしょうか。

それは規模です。

すべてのドイツ人が食べる食料品の半分近くが二大スーパー（レーベ社とエデカ社）で購入されていると言われます。レーベ社の売上は約16兆円ですが，そのうちレーベ社の自社ブランドは半数近いのです。このことはつまり，人権・環境配慮義務を特に重視した商品の売上高が，ものすごい金額にのぼっているということを意味します。ドイツ人が日常的に購入する食料品の相当な割合が，このような人権や環境に配慮したものになっている，ということです。

従来は一部のNGOだけの小さな活動だったものが，現在は巨大企業による世界的サプライチェーン配慮義務の具体化を通じ，きわめて大規模な経済活動に変化したと考えることができます。

ドイツ人が日々消費する商品に含まれる「配慮」を通じて，ドイツ社会全体の消費－流通－生産体制が徐々に持続可能なものへと変わりつつある，と言うことができるかもしれません。そしてドイツのこうした変化は，途上国の働き方や社会・環境を変える力につながっています。

この意味で，「サプライチェーン配慮義務」を含む企業の社会的責任の拡大と具体化は，今後，これまでにない新しい世界経済を形づくっていく可能性があると言えるでしょう。

#### 結語と展望

以上見てきたように，1980～90年代以降のグローバル化・自由貿易・規制撤廃が進むなかで，各地で起きた国際的搾取や人権侵害，環境破壊の問題が世界的に認識されるようになりました。それに対して1990～2000年代，一方では世界的な市民運動が盛り上がり，他方では国連・ILO，OECDなどのイニシアティブにより，企業が人権や環境に対して社会的責任をもつべきだとする方向が，さまざまな宣言・ガイドライン・国連原則などの形で進みました。

2000年代に展開したこれらの議論を受け，2010年代には企業の社会的責任が次々と定式化され，2020年代には日本を含む各国にその実装化が問われる段階まできています。ドイツでも2021年に「サプライチェーン配慮義務法」が制定されました。すでに以前から社会的・環境的問題に取り組んできた企業を含めて，今後ドイツ企業ではさらに，人権や環境への配慮を進める方向に向かっていくでしょう。2000年代にはじまった責任投資・ESG投資は今も拡大しつつあり，企業人権ベンチマークによる評価も加わっていくでしょう。

こうした歴史の流れのなかで，日本は先進国のなかでは珍しく，1990～2000年代に大きく盛り

上がった世界の議論を、国内で共有することがほとんどありませんでした。2000 年前後に大学の講義やゼミで反グローバル化の運動を取り上げても、学生があまり興味を示さなかったことは、ドイツの状況とは対照的でした。

そのまま、特に変化がないまま 20 年がたち、今や日本は世界から「突然」、人権や環境に企業は対応すべきだと言われて、面食らっているように見えます。金儲け・投資の話には機敏に反応しても、人権や環境、とりわけ人権の話は、これまで日本企業が積極的に考えてこなかったテーマだからです。この意味でも、日本は世界の議論と隔絶した「失われた 20 年、30 年」を過ごしてきたと言えるでしょう。

しかし、この 30 年の間に、世界は一步一步着実に、社会と環境を守るための新しい基準づくりや実際の変革行動へと進んできました。その動きがようやく 2020 年前後に日本にも届くようになりました。これまで考えてきたこともない、ビジネスと人権、ESG 投資、企業人権ベンチマークなどの「外圧」が、さまざまな意識せざるをえない形で現れてきたわけです。それが、どんなに日本人が長年無関心だった、馴染みのない、あるいは気が進まないテーマだったとしても、今後、日本企業はなんとかこれに「新たに」対応していかなざるをえなくなるでしょう<sup>(31)</sup>。

日本政府は 2020 年に「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定し、2022 年 9 月には経済産業省が「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」をつくりました。責任投資原則（PRI）にも日本の 126 の機関投資家が参加しています（2023 年 10 月）。もう日本企業も重い腰をあげなければならない時がきています。

そのためには、日本人にとっては「新しい」このテーマが、実は世界にとってどれほど活発に、この 30 年間、繰り返し繰り返し議論され、少しずつ前進してきたものなのかということを、まずは理解する必要があると思います。世界が何を問題として認識し、それに対していかに対応しようとし、どのような試みのなかで現在にいたったのか。その歴史的過程を理解することではじめて、その道筋の延長にある現在・未来についても、よりよく適応していけるのではないのでしょうか。

そしてこうした努力を積むなかで、長期的には、日本人が社会的・環境的な責任の重要性を、自身が腹落ちする形で納得し、自らが主体的に推進していく日が来ることを期待したいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

---

(31) 長い間日本企業で放置されてきた人権侵害、それを黙認する企業統治・ガバナンスの問題は、2023 年のジャニーズ事務所問題、2025 年のフジテレビ問題により顕在化しはじめています。ただしいずれの場合も、被害者の存在に対して会社や大手メディアは長く沈黙を保っており、BBC のドキュメンタリー番組や大株主の投資会社ダルトンの公開書簡による問題の指摘により事態が動きはじめた。この意味でまだ日本社会の対応には限界がある。